

令和3年度（2021年度）北海道博物館ショートムービー制作業務

企画提案説明書

1 業務の目的

本業務は、北海道博物館の建物が北海道開拓記念館として建設されてから50年を迎えたことを契機として、「建築業協会賞（昭和47年（1972年））」や「日本建築学会賞作品賞（昭和48年（1973年））」も受賞したこの建物の魅力を多くの人々に知っていただき、さらに後世に伝えることを目的としたショートムービー（以下「ショートムービー」）を制作する。

2 業務の内容

（1）新規映像の制作

ショートムービー制作に係る企画、立案、取材、撮影、編集など付随する業務一式を行う。

ア 制作物

- 10～15分程度のショートムービー（1本）
- ※ 画像のファイル形式等は本説明書の下記3（2）成果品に記載のとおり。
- ※ 映像に適宜ナレーションや字幕テロップを挿入することは差し支えない。ただし、その際は日本語と英語の2言語によること。

イ ショートムービーに求める内容

- 北海道博物館の建物（外観のほか、グランドホール、記念ホール等の内部空間を含む。以下同じ）としての魅力や建造物としての意義・特徴、設計理念等が、印象的かつわかりやすく伝わる映像であって、視聴した人々が、ここをもっとよく見てみたい、訪れてみたいと感じるような訴求力のあるものとする。
- 北海道博物館の建物の魅力や意義は、世界的にも類い希な大都市近郊の平地林である道立自然公園野幌森林公園（以下「森林公園」）に立地し、これとの調和を目指した環境にあることや、周辺エリアの施設とのつながりも意識した設計理念にもあることを踏まえ、これらの要素も採り入れた内容とする。
- 長く後世まで北海道博物館の建物の魅力や意義を伝える映像資料として活用できるものとなるよう、設計理念を踏まえた博物館の建築物としての特徴等を正確に伝えるものとする。
- 道民参加により制作した北海道博物館のロゴマークのほか、北海道博物館の特徴あるものを表現するCG動画（2Dも含む。）を作成し、ショートムービーの冒頭やエンディングなどに効果的に用いること。
- 周辺エリアの魅力を伝えるため、当館に隣接する「北海道開拓の村」に関する映像も含めること（「北海道開拓の村」に関する映像は短時間で差し支えない）。

ウ ショートムービーの制作に当たっての留意事項

- このショートムービーは、長く後世に残し、多くの人々に繰り返し見ていただくことを目的としているので、作品としてのストーリー性と完結性を有した完成度の高いものとする。
- 音楽や効果音については適宜使用して差し支えない。ただし、音楽や効果音等

の音声素材については、応募者によるオリジナルものや著作権フリー音源等、応募者において著作権の許諾等を確実に措置できるものを使用すること。

- ショートムービーの制作は応募者による新規撮影映像によることを基本とするが、募集期間内では撮影が難しい季節や天候等の映像や過去の映像については、北海道博物館が所有する写真や映像（以下「映像等」）のほか、応募者が既に所有する映像等又は応募者が許諾を得た映像等を使用することも可とする。この場合、応募者が他から許諾を得て使用する映像等について、その許諾の手続き等は応募者が行うこと。

なお、北海道博物館が所有する映像等のうち映像については下記10の現地説明会の際に概要を紹介する。

- 視聴者への訴求力を高めるため、ドローンやCGなどの機材や映像技術を活用することは差し支えない。ただし、撮影にあたりドローンを使用するときは、事前に日時及び撮影範囲等について北海道博物館の許諾を得ること。
 - より一層のインバウンド誘客につながるよう外国人の興味を喚起する手法にも努めること。
 - 出演者を起用する場合及び来館者等が写っている映像を使用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続については受託者が行うこと。
- (2) その他
- 本件にかかる現地説明会を開催するので、応募者は必ず参加すること。（説明会についての詳細は、下記10（4）を参照）。
 - 上記（1）に定める事項に係る詳細及び定めのない事項については、その都度北海道博物館と協議し、決定すること。

3 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を提出すること。

(1) 実績報告書

電子媒体（DVD-RまたはCD-R）1枚及びその内容を出力・印刷した紙媒体（判型はA4判とする）3部を納品すること。

(2) 成果品

上記2により制作したショートムービー及び制作に用いた映像素材一式

ア 納入部数等

制作したショートムービーは、MP4形式でDVD-Rに保存し、3枚納品とする。また、映像素材については、委託者と別途相談の上納品すること。

イ その他

WindowsやMac用のパソコンで閲覧及びコピーが可能なものとする。

画角（アスペクト比）は16：9、画質クオリティはフルハイビジョン（1080p以上）とすること。

なお、映像に用いる素材は、4K、29.97fpsで撮影すること。

(3) 著作権

本業務における成果物（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

(4) 納入場所

北海道博物館総務部

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
 - コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

5 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道博物館と受託者が協議し決定する。
- (2) 受託者は、受託した業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 本業務の実施に当たっては、撮影を含む業務時間、業務実施体制等について、新型コロナウイルスの感染状況を考慮した適切な感染防止対策を講じること。

6 企画提案の審査方法

北海道博物館等の職員により組織するプロポーザル審査会を開催し、下記7に定める評価基準に基づき、審査会の各委員が提出された企画提案書及びヒアリングにより内容を審査し、評価を行う。

企画提案書の提出が6者以上の場合、書面のみにより下記7に定める基準に基づく採点によって1次審査（書面審査）を行い、5者の企画提案書を選定の上、ヒアリングを

行います。

最良の企画提案書の決定及び契約の相手方の候補者の特定については、各委員が評価基準に基づき採点し、その合計点の最も得点の高い企画提案書を最良の企画提案として決定するとともに、当該企画提案書の提案者を契約の相手方の候補者として特定する。

この場合において、最も多くの得点をとった企画提案書が2者以上あるときは、審査会で協議し最良の企画提案書を決定する。協議してもなお決定しなかった場合は、当該企画提案書を提出した提案者によるくじ引きにより決定する。このとき、くじを引かない提案者がいる場合は、これに代えて、審査会及び契約事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ア 日 時 12月上旬

イ 場 所 北海道博物館内

ウ その他 プロポーザル審査会での追加資料の配付は認めない。
プロポーザル審査会に参加できなかった場合は棄権とみなす。

7 評価基準（各委員の評価項目）

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

（1）事業者の適格性

- ア 本業務を遂行する上で必要な専門知識・技術を有しているか。
- イ 過去の業務実績から当該業務を確実に遂行することが十分に期待できるか。
- ウ 業務処理スケジュールが適切か。
- エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

（2）企画提案内容の適合性

ア ショートムービーの内容

- （ア）北海道博物館の建物の魅力や特徴を伝え、愛称「森のちやれんが」をイメージできるストーリー性と魅力のある内容となっているか。
- （イ）北海道博物館の建物の設計理念等（配置計画、外観、記念ホールやグランドホールなどの内部空間、各装飾等）が適切に踏まえられ、かつ、わかりやすく伝わる内容となっているか。
- （ウ）森林公園や北海道開拓の村等の周辺環境の映像を効果的に用いることにより、北海道博物館の建物の魅力や意義を周辺環境との関わりで伝える内容となっているか。

イ 映像技術等

- （ア）ドローンやCGなどの機材や映像技術が効果的に活用され、視聴者の心を掴むような工夫がなされているか。
- （イ）より一層のインバウンド誘客につながるよう外国人の興味を喚起するような内容になっているか。

8 予算上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月18日（金）まで

10 応募の手続き等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和3年(2021年)11月18日(木)午後5時必着
- イ 提出先 下記(5)のとおり
- ウ 提出方法 持参(月曜日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(簡易書留書留のいずれか)
- エ 提出様式 別添のとおり
- オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和3年(2021年)12月1日(水)午後5時必着
- イ 提出先 下記(5)のとおり
- ウ 提出方法 持参(月曜日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(簡易書留書留のいずれか)
- エ 提出様式 別添のとおり
- オ 提出部数 9部(法人名等については、1部のみ記載し、残り8部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。)

(3) 質問の受付

本説明書に関する質問は、電子メールのみとする。

メールアドレス：hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp

「件名」に【令和3年度(2021年度)北海道博物館ショートムービー制作業務について<企業名>】と明記し、本文に事業名、担当者職・氏名及び連絡先、電話番号を記載した上で、質問内容を記載すること。

北海道博物館は、質問のメールを受信してから24時間以内に、受信した旨をお知らせする電子メールを返信する。質問を送信してから24時間を経過しても返信が届かない場合は、当館まで電話にて確認願いたい。

現地説明会以前に提出された質問については、現地説明会の際に回答を伝える。また、現地説明会以後の質問については、質問提出後2～3日以内を目途として、資格審査を申請された全ての事業者に質問と回答を伝える。

なお、回答に当たり、事前に、質問をいただいた事業者に対し、質問内容の趣旨等の確認する場合もある。

(4) 現地説明会の開催

北海道博物館の建物の概要を実地に見ていただくとともに、北海道博物館の建物に関する基本的な設計理念等について紹介する、現地説明会を開催する。

現地説明会に関する問い合わせ等についても、その他の質問と同様に電子メールによることとする。

- ア 日程 令和3年(2021年)11月12日(金)午後2時～(1時間半程度)
※予備日 令和3年(2021年)11月16日(火)

イ 場所 北海道博物館会議室

ウ 申込期日 令和3年(2021年)11月11日(木)午後5時まで

(5) 応募に関する書類(資格審査申請書及び企画提案書)の提出窓口

〒060-8588

札幌市厚別区厚別町小野幌5-3-2

北海道博物館総務部

電話 011-898-0456、FAX 011-898-2657

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うものとする。